

## 第6回新法人移行推進会議 次第

日時：平成23年8月4日（木） 午前1時30分から

場所：長野県職員センター 2階大会議室

### 1.開 会

### 2.会長あいさつ

### 3.議 題

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| (1) 一般法人・公益法人の選択にあたり         | 資料 1 |
| (2) 法人選択のリスク                 | 資料 2 |
| (3) 公益法人、一般法人の検討事項           | 資料 3 |
| (4) 新定款について<br>・ 理事<br>・ 代議員 |      |
| (5) 財政健全化に向けて                | 資料 4 |
| (6) 支部基金の用途の事例               | 資料 5 |
| (7) その他                      |      |

### 4. 閉 会

## 一般法人・公益法人の選択にあたり

2011. 8. 4 新法人移行推進会議資料

(総論) 目指す建築士会活動のビジョンで判断すると

目的:

(士法 24 条の 4) その名称中に建築士会という文字を用いる(一般) 社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。

(建築士定款) 本会は、建築士の使命とその職務を全うするため建築士の指導連絡に関する事務を行ない、併せて、会員相互の親和と協力のもとにその品位及び建築士業務の改善進歩を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

小林邦一さんによる法人の判断基準は

- ① 第一目的として会員のために存在し、その事業を通して結果として公益に寄与していく。  
→ 共益主体であり、一般社団法人
- ② 第一目的として公益事業を行うために存在し、その結果として又は副次的に会員の利益に寄与していく。  
→ 公益社団法人

■士法や定款から判断すると、一般及び公益の両面が表現されていると思います。ただし現段階では「第一目的として公益事業を行うために存在し・・・」とまでは当会の共通認識になっていないように思います。今後社会貢献が強く求められることもあると思われますが、会員が同じ方向を向くことができるかが大きな判断となります。

■会費で成り立っている団体は、会員の共益(特定多数)が目的となります。

一方 公益法人は非会員も含めた建築士(不特定多数)が対象となる為

寄付で成り立っているような組織が適しています。現状の建築士会は前者であると思います。

今後 貴重な会費や寄付で不特定多数の人々に還元する理想を持つことができるかが大きな判断となります。

■今までの建築士会は公益性のある法人として性格づけられてきました。しかし今回の新公益法人制度により、公益法人と一般法人とに分けられることになりました。その選択において最も大きな要素は支出ベースで 50%以上の公益事業を行っているかが大きな判断材料です。現在の建築士会は非営利型

一般と公益の中間に位置していると思います。公益に進むには 会員のまとまった決意と覚悟が必要です。

## 法人選択のリスク

2011. 8. 4 新法人移行推進会議資料

## 【1】 リスク 収支相償

公益法人に適応される。公益事業において収入と支出が0でなければならない。

原則的に公益事業は儲かってはいけないことになる。

## 【2】 リスク 公益事業比率

公益を選択した場合の大きなハードルです。収益事業を別組織にすることも検討。

一方 方法論は別として 同じ会で2つの法人を維持することに煩雑さもあり。

## 【3】 リスク 課税

■一般（非営利型）の場合 収益事業→課税（30%、額により22%）

その他→非課税

法人住民税 消費税

■公益の場合

公益事業→収支相償→非課税

法人住民税 消費税

収益事業→課税（30%、額により22%）

共益事業→非課税

法人会計→非課税

☆公益の場合収益事業の収益の1/2以上を公益事業にまわす必要があり、公益事業への寄付の取り扱いがされ課税面で優遇される。

## 【4】 リスク 公益支出計画

- ・ 一般になれば県に計画を提出する必要があるが、公益事業を多くしている団体なのであまり大きな負担にならないと思える。

## 【5】 リスク 地方事務所の事務局配置

- ・ 公益法人の場合は継続が見込まれる。（ただし絶対とは保証できない。）
- ・ 一般法人の場合直接には地方事務所（建築課）の事情により変わる要素もあるとのことでした。同様な会が同じ一部使用の申請があった場合は、何時までも建築士会に優先に一部使用をするとは言いきれない。微妙な質問となる為、使用中止の方向もありうるので現状では推定にとどめる。松本市の場合一般であれば事務代行費（160万円）は継続できないと言われた。
- ・ 地方事務所や住宅センターに支部事務局を配置してきことは他県とは大きな違いになっています。このことは当会の活動の特徴でもあったが、反面 各支部事務職員を必ず配置することにもつながる。
- ・ 法人の選択においては、事務局配置を条件化することは避けたい。（本末転倒）

## 公益法人、一般法人の検討事項

2011. 8. 4 新法人移行推進会議資料

項 目	一般法人（非営利型）	公 益 法 人
会の財政的運営	会員減や建築士会で行っている事業面で減収が予測される。経費の見直し等を行わなければ団体としての存続に対する危機感もある。	同左及び公益事業比率を安定的に維持するため、より全会員のより深い理解と決意が必要です。中途半端な決意では望めない。
証紙販売	当面継続することができるが、将来の収入は減少が予想される。 (地方事務所の事務局配置と関連)	現状では公益比率が 25%程度であり、公益に移行するには、収入証紙販売の中止や別組織を検討することが絶対条件である。
会館運営	収益事業となり、現状のまま。耐震補強に 5000 万円程度が必要。積極的に収入を上げる方向も要検討。	公益事業比率を考えると別組織にすることも一つの方向。今のままだと公益事業比率を落とす要因です。
公益事業比率	制限なし	毎年 50%以上が必要。 安心できる数値は 60%以上が判断基準でないとは安心できない。(会長 70%)
取り消しの場合	公益事業比率による制限がなく、取り消しはまずない。また一般から公益の変更は可能です。ただし新法人では定款の変更に 2/3 の会員の賛成が必要。	公益事業比率が 50%を下回れば、財産を同種の法人または県に寄付し、一般法人に移行しなければならない。現実的には一度決めた法人を変更することはありえない。
公益支出計画	一般であれば毎年計画し資産が 0 になるまで公益事業を行う必要がある。 今までも公益事業をしてきた団体なので、大きなリスクはないように思える。	計画の必要はない。
税金面	非営利型一般法人となる。国税局の管理下となり新たな不安要素もあるので今後は発生する税金を把握する必要がある。	収益事業（会館、図書等の販売）については課税。会への寄付は免税となる。 (寄付金控除がある)

親睦活動	公益事業比率を厳格に審査することはなく、親睦活動継続は現状と変わりはない。ただし公益事業をする必要は公益支出計画で求められる。	どれだけ親睦活動が認められるかの検証が必要です。 ・ 全国大会参加等扱いについて
理事会の構成	理事会のメンバーが不祥事を行った場合などは会が処分されたり、解散させられることもありうる。	同左
県への報告	公益支出計画が0になるまで報告の必要がある。30年程度とすることも可能で完了後の報告は不要となる。	毎年必要である。公益事業比率が常に50%以上であることも報告事項。
地方事務所の事務局配置	公益団体が優先されるが、一般であればすぐ地方事務所を出なければならぬ可能性がます。(地方事務所ごとの判断となる。飯伊は以前から言われている)	県施設の利用は現状どおりと思える。 (確たる確信はないが)
長野県・市町村の発注事業	同種の団体が多数あれば特命は厳しいが、はたして建築士会と同種の会ができるかが疑問。松本市役所の事務代行も調査する必要あり。	公益団体の方が受注しやすい。
一般の方々の対応・イメージ	公益・一般どちらも立派な会であることの自信が必要。	一般に比べ公益性が高いと思われる。 (公益の方が上位にある団体との理解は再考すべきとの意見もある)
連合会との対応	各県により対応がさまざまです。 今後各県の動向を見ることが出来る。	公益としての一体感がある。
法人選択について	公益を目指しながらの検討期間としても考えられる。周囲の動向や会自体の内容を検討し、変更可能な一般に取り合えず 移行するという考えかたもある。	十分検討をして、判断する。一度決めた公益を変えない覚悟と見通しが必要。 上記に一定の目処が立たなければ一般を選択すべきでしょう。
会員の意見集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どちらの法人を選択しても、会員に対する十分な説明が必要である。</li> <li>・ H23.12の理事会で方向を決定したい。</li> <li>・ H24年の総会で出席者の2/3の賛成が必要である。</li> <li>・ 支部 本部の会計統合はできている。</li> </ul>	

## 財政健全化に向けて

2011.8.4 新法人移行推進会議資料

平成 23 年度の予算	(支出)	一般	1.1 億円	
		収入証紙販売	1.7 億円	
		会館運営	0.2 億円	
		その他	0.2 億円	合計 3.2 億円

### ■収入印紙等販売(収入)

- ・ 現状で 1.7 億円の支出があるが、3%の手数料によって 500 万円ほどの収入になっている。
- ・ 今後手数料率が 2%に下がる可能性もあり、更に確認申請料の現金化も予想される。
- ・ 販売にあたって、職員を常時雇用（パート含む）することとなり実質的な利益は少ない。
- ・ 消費税にも影響がありそうです。
- ・ 飯水支部以外は合同庁舎内に複数の販売所がある。
- ・ 今後 会としての事業の廃止も考えた方がいいのではないか。（支部の意見を聞いた上で）

### ■建築士会館運営(収入)

- ・ 年間に 2000 万円の収入があるが、徐々に減少する傾向がある。
- ・ 耐震補強工事で近い将来 5000 万円ほどの支出が必要である。
- ・ 収益事業であるが 税金を抑えるように職員の給与や経費を見込んでいる。
- ・ 会員の寄付で建設された経緯を無視することはできない。区分所有で 80%を当会が所有している。
- ・ 会館運営を別組織にすることは可能であるが、将来の改修費等を確実に実施できる母体であることが必要であり、現実的には困難。法人の選択のため別法人にすることには抵抗がある。（資料 1 参照）

### ■新規事業(収入)

- ・ 市町村が発注する 調査などの委託事業が増えつつある。
- ・ 安定した収入源の確保が必要です。
- ・ 今後他団体の事務委託は収益事業とみなされる可能性もある。

### ■事務局の運営(支出)

- ・ 支部のブロック化を検討。ただし急激な組織再編は会員の理解が得られない。
- ・ 複数の支部の事務局を兼務することで 職員数の合理化を進めたい。
- ・ 地方事務所や住宅センターから事務局職員が撤退すれば行政との距離は離れる。一方相当合理化される。

上記によって会員サービスの低下の可能性もある。協力費や証紙販売収入が大きな財源であった。がこれからの取り扱い次第で方向性を検討しなければならない。

- ・ 法人の選択によっては 将来的に地方事務所の使用が難しくなる可能性がある。
- ・ 事務局の統合は大きな課題です。H25 年には、地域バランスをみて大きな合理化と統合が必要です。

## 支部基金の使途の事例（特定貯金積立）

2011. 8. 4 新法人移行推進会議資料

支部の貯金で平成23年3月末（会計統合前）のものうち支部から特定積立金として扱う旨、意思表示のあったもの。

特定積立金は地域活動事業基金として、基本的には支出科目の地域活動事業（社会貢献事業等の公益事業）に該当するものについて、理事会の承認はより（当初予算、補正予算）使用する。

（平成23年6月3日の理事会で 使途についての事例を提示してほしいとの要望あり）

### 【地域活動事業（社会貢献事業等の公益事業）】

- 支部の創立等記念事業のため
- 各種 社会貢献事業
- 各種 景観形成事業
- 建築見学会
- 支部企画 講演会のための事業
- 支部独自の出版物発行事業
- 支部の意思による公的団体への寄付

### 【問題ありの使途】

- 通年の支部活動費に対する 繰り入れ